平成２６年（フ）第５５６８号
神奈川県川崎市高津区久本２丁目４―４　農林水産省第２溝ノ口寮110
破産者　相川　智子
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５９７９号
東京都江戸川区南葛西３丁目15―16―204
破産者　名取　正和
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６８８８号
東京都中野区中野１丁目61番11号
破産者　株式会社グリーンデザイン研究所
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６８８９号
東京都青梅市長淵２丁目538―６
破産者　榮利　　耕
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２５５号
神奈川県横須賀市西浦賀１丁目８番１号
破産者　テクノ・クリエイティブ・エンジニアリング株式会社
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２５６号
神奈川県横須賀市西浦賀１丁目８―１―１階
破産者　菅　　達雄
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２６７号
東京都港区虎ノ門４―１―21　葺手第二ビル３階、商業登記簿上の本店所在地東京都港区赤坂１丁目12番32号　アーク森ビル12階
破産者　株式会社ビィーライト
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２６８号
東京都目黒区五本木３丁目33―２―207
破産者　若山　浩之
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２８５号
神奈川県川崎市中原区新城５丁目３番22号
破産者　有限会社岩瀬
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７２８６号
神奈川県川崎市中原区新城５丁目３―22
破産者　魚住　　誠
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７３０８号
神奈川県横浜市旭区上川井町2031番地５
破産者　有限会社タニウラ
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７３１２号
神奈川県秦野市今川町１番５号　藤和大秦野ハイタウン922号
破産者　アサヒ総建有限会社
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７３１４号
神奈川県横須賀市根岸町３丁目１―５　シーアイマンション管理人室　寺田方
破産者　寺田　和美
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７３２７号
東京都品川区大崎３丁目６番21号
破産者　株式会社光陽
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７３２８号
埼玉県川口市大字小谷場477―10
破産者　金田　剛江
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７３２９号
東京都調布市国領町８丁目４―１　Ｉ―301
破産者　齋藤　　豊
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７３３５号
東京都文京区関口１丁目13番12号
破産者　株式会社ニュークリエーション
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７３３６号
東京都港区台場２丁目２―２―2313
破産者　佐藤　　豊
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７３６２号
神奈川県横浜市青葉区柿の木台39―17
破産者　島津　克己
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７３６３号
神奈川県横浜市青葉区柿の木台39―17
破産者　島津　智子
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７３８５号
東京都世田谷区駒沢４丁目29番12号
破産者　アメリカン・ストリート株式会社
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第７３８６号
東京都世田谷区喜多見１―５―11―410、住民票上の住所東京都世田谷区駒沢４丁目29―16―101
破産者　瀬下　雅之
1　決定年月日　平成26年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部